

令和 8 年第 4 回  
朝霞市農業委員会総会議事録

令和 8 年 4 月 2 4 日

朝霞市農業委員会

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	令和8年第4回朝霞市農業委員会総会	
開催日時	令和8年4月24日（金） 午後3時00分から午後3時20分まで	
開催場所	朝霞市役所別館 2階 全員協議会室	
出席者及び欠席者の職・氏名	別紙のとおり	
議題	別紙のとおり	
会議資料	令和8年第4回朝霞市農業委員会議事日程	
会議録の作成方針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後  か月
会議録の確認方法  委員全員による確認		
傍聴者の数	0人	
その他の必要事項		

令和8年第4回朝霞市農業委員会総会

令和8年4月24日（金）

午後3時00分から

午後3時20分まで

朝霞市役所 別館2階 全員協議会室

1 開会

2 議事録署名委員の指名について

11番 小寺 哲雄 委員      12番 秋山 磨弥 委員

3 提出議案

議案第13号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

議案第14号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第15号 令和8年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について

4 諸報告

（1）報告第4号 会長専決について

5 協議事項

（1）次回の農業委員会総会の日程について

6 閉会

出席委員（16人）

会	長	高橋	隆
委	員	橋本	広明
委	員	飯倉	文雄
委	員	富岡	勇一
委	員	浅川	明彦
委	員	野島	淳
委	員	渡邊	忠
委	員	千田	理恵子
委	員	小寺	哲雄
委	員	秋山	磨弥
委	員	高野	正芳
委	員	蕪木	勝美
委	員	増田	恵子
委	員	徳生	茂剛
委	員	抜井	嘉市
委	員	高野	政江

欠席委員（4人）

委	員	高木	清
委	員	須田	哲也
委	員	石原	実
委	員	高橋	秀明

事務局

事	務	局	局	長	齋藤	欣延	
事	務	局	局	次	長	濱野	孝雄
事	務	局	副	主	幹	山根	浩
事	務	局	主	事	芦田	磨哉	

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎開会

○事務局・齋藤事務局長

皆さんこんにちは。定刻になりましたので、これより、令和8年第4回朝霞市農業委員会総会を開催します。

開会に当たり、会長からごあいさつを申し上げます。

会長、お願いいたします。

○高橋会長

皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

また、4月1日から入られました齋藤事務局長、濱野局次長、山根副主幹につきましては最初の総会となりますが、これから1年間よろしくお願いいたします。

本日の議案は3つとなっておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○事務局・齋藤事務局長

会長、ありがとうございました。それでは、これ以降の議事進行を高橋会長、よろしくお願いいたします。

○高橋会長

それでは進行をすすめてまいります。

本日の出席委員は20名中16名でございます。

朝霞市農業委員会会議規則第6条により、定数に達しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

それでは、朝霞市農業委員会会議規則第12条第2項により、議事録署名委員を指名いたします。

11番 小寺哲雄委員と12番 秋山磨弥委員のお二人にお願いいたします。

よろしければ、早速、議事に入らせていただきます。

議案第13号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。

それでは、事務局、議案の朗読をお願いいたします。



農地で探しておりましたが見つけられなかったところ、代理人を通じて相談があり、譲渡人が土地の売却を検討しているとの話を聞き、合意に至ったことから、今回の許可申請に至ったとのことでした。

農地法第5条第2項各号に規定されております制限に該当するか否かですが、第2種農地の許可条件である代替性の検討については、ほかの場所では譲受人の要望を満たす場所がなかったことから、問題はないと考えます。

転用目的が適当か否かについては、申請書に添付された事業計画書からも適当と判断されます。

目的実現の確実性については、転用に係る費用等は、申請書に添付されております資金調達計画書などにより確認できることから、目的の実現は確実なものと考えられます。

計画面積が適当か否かについては、配置図等により、適当な面積が申請されていると考えます。

被害防除が適当か否かにつきましては、擁壁により土砂の流出を防ぐとのことから、適当であると考えます。

申請地の位置ですが、2ページをご覧ください。朝霞第五中学校の東側に隣接する道の新河岸川方面に向かい、突き当たり手間の右側でございます。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、議案第13号につきまして、何かご質問はございますか。

( なし の声 )

ご質問がないようですのでお諮りいたします。本件につきまして、許可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」 の声)

ご異議がないようですので、議案第13号につきましては、許可相当とすることに決しました。



おりです。

この申請は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく相続税の納税猶予の適用を受けるための適格者であることを証明するためのものです。

はじめに、相続人が農業を営む意志があるか否かについてですが、相続人によると、今後も引き続き農業を行うということです。

次に、特例適用農地の耕作状況について申し上げます。対象の農地は耕作中または作付け準備中であり、適切に農地を管理していることを確認しております。

申請地の位置ですが、5ページをご覧ください。県道から越戸隧道に向かい、隧道を過ぎて最初の交差点を左折します。突き当たりの丁字路を左折し、最初の交差点を右折して、80メートル程進むと右手に1つ目の申請地があります。

次に、1つ目の申請地を過ぎてすぐに右折し、約30メートル進むと左手に2つ目の申請地があります。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、議案第14号につきまして、何かご質問はございますか。

○高野正芳委員

租税特別措置法第70条の6第1項について記載されている資料があれば読み上げていただいてもよろしいでしょうか。

○山根副主幹

現在手持ちの資料がないので、次回総会時に用意してお渡しいたします。

○高橋会長

その他ご質問はございますか。

( なし の声 )

ご質問がないようですのでお諮りいたします。本件を適格者として証明することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようですので、議案第14号につきましては、適格者として証明することに決しました。

次に、議案第15号「令和8年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」を議題といたします。

それでは事務局、議案の朗読と説明をお願いします。

○芦田主事

議案第15号につきましては、議案の資料8ページから10ページに沿ってご説明いたします。

提案理由は、農林水産省通知によりまして、農業委員会が実施する最適化活動の実施状況を公表するに当たって、最適化活動の目標の設定等に取り組むこととされていることから、この度、令和8年度最適化活動の目標を設定するために提案するものでございます。

申し訳ありませんが、配付後に訂正がございましたので、本日お手元に配付してございます資料と差し替えをお願いいたします。

該当ページは10ページ目で(3)新規参入の促進が、令和6年度が2経営体、0.46ヘクタールとなっておりますが、これを0経営体、0.00ヘクタールに訂正となっております。

それでは、目標の設定内容について説明いたします。

8ページの1-1は、農業委員の現在の体制ということで、令和7年4月1日に任命・委嘱を受けた農業委員20名を記入しております。

1-2は、農家・農地等の概要ということで、直近の「2020年農業センサス」の数値を記入しており、認定農業者に関しては調べた結果25経営体、基本構想水準到達者が2経営体でございました。

耕地面積については、農林水産省による「令和7年耕地及び作付面積統計」による耕地面積である155ヘクタールを記入しております。

資料9ページをご覧ください。2-1は、最適化活動の成果目標として、農地の集積に係る現状と課題を記してありまして、管内の農地面積155ヘクタールに対して、これまでに集積した面積が35.7ヘクタールでございますので、集積率は23.0パー

セントとなっております。

続きまして、農地の集積の目標につきましては、令和15年度を目標年度に設定したうえで、埼玉県が「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」において掲げている効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標値の56パーセントを達成しようとした場合、今年度の新規集積面積は5ヘクタールで、今年度末には40.7ヘクタールに達し、集積率は26.3パーセントとなる見込みでございます。

次に、同じく2-1の最適化活動の成果目標のうち遊休農地の解消の現状と課題につきましては、令和7年8月に実施した農地利用状況調査により判明した遊休農地の状況ということで、1号遊休農地面積0.87ヘクタール全てが黄区分でございました。

また、遊休農地解消の目標といたしましては、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積0.20ヘクタールの5分の1となる0.04ヘクタールを目標値に設定いたしました。

次に資料10ページをご覧ください。2-1最適化活動の成果目標のうち新規参入の促進についての現状と課題ですが、新規参入者は令和5年度から令和7年度まで0件という現状でございます。新規参入の目標としては、この過去3年度の農地の権利移動面積の平均である1.86ヘクタールといたしました。

次に、2-2最適化活動の活動目標のうち推進員等が最適化活動を行う日数目標は、1人当たりの活動日数を月6日。最適化活動を行う農業委員の人数は20人でございます。

同じく、2-2のうち活動強化月間の設定目標は、年3回取り組むこととしており、7月に遊休農地の解消、9月に農地の集積、11月に遊休農地の解消といった活動に取り組む予定としておりますので、関係委員の皆様のご協力をお願いいたします。

また、2-2のうち新規参入相談会への参加目標は、1回参加予定とし、開催場所は未定としております。

説明は以上でございます。

○高橋会長

それでは、議案第15号について、意見等はございますか。

○千田委員

中立委員の人数が1名だけのはずですが、4名になっているのはよろしいのでしょうか。

○芦田主事

1名に修正して提出いたします。

○高橋会長

その他ご意見はございますか。

( なし の声 )

ご意見がないようですのでお諮りいたします。本件指摘があった個所を修正し、決することにご異議ございませんか。

( 「異議なし」の声あり )

ご異議がないようですので、議案第15号につきましては、原案を1か所修正し提出することに決しました。

次に、諸報告を行います。報告第4号については、会長が専決したものでございます。事前に配付しております。

その他の報告についても、事前に配付しております。

次に、協議事項に移ります。次回の農業委員会総会の日程については、5月25日(月)午後3時からです。場所は、市民会館ゆめぱれす会議室501となります。

本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、進行を事務局にお返しします。

○事務局・齋藤事務局長

会長、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、令和8年第4回農業委員会総会を終了いたします。

以上

顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

1 1 番 小寺 哲雄 委員

1 2 番 秋山 磨弥 委員

令和8年5月25日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員